

戸籍事項証明書等郵便請求書

板野町長殿

令和 年 月 日作成

請求をする人	住所				
	フリガナ		電話番号(昼間連絡のとれるところ)		
	氏名				
	請求者と必要とする人との関係 (○をつけてください)	本人・夫婦・親子・祖父母、孫・その他()			
必要な人の戸籍	本籍 (地番まで記入してください)	板野町			
	フリガナ		明治・大正・昭和・平成・令和		
	筆頭者氏名 (戸籍の最初に書いてある人)		年 月 日生		
	フリガナ 個人事項証明(抄本)・身分証明の場合は、必要な方の氏名		明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日生		
※最近戸籍に関する届出をされた方はご記入ください。 (年 月 日に 届を 市区町村へ提出)					
なにが必要ですか		全部事項証明書 (謄本・全員のもの)	個人事項証明書 (抄本・個人のもの)	手数料 (板野町の場合)	
	1	戸籍	通	1通 450円	
	2	除籍	通	1通 750円	
	3	改製原戸籍	通	1通 750円	
	4	戸籍の附票	通	1通 300円	
	5	身分証明書	※本人以外請求不可 (代理人請求は委任状が必要です)	通	1通 300円
	6	独身証明書	※本人以外請求不可 (代理人請求は委任状が必要です)	通	1通 350円
	7	()届の 受理証明書	通	※届出人以外請求不可 (代理人請求は委任状が必要です) 1通 350円	
	8	その他の証明書	通	(必要な証明の種類:)	
使いみち・提出先	※該当するものにチェックをつけ、必要事項をご記入ください				
	<input type="checkbox"/> パスポート用		<input type="checkbox"/> 戸籍届出用		
	<input type="checkbox"/> 児童扶養手当用(板野町は無料)				
	<input type="checkbox"/> 年金用(該当するものに○をつけてください)(板野町は公的年金用無料)				
	厚生・国民・共済・旧厚生年金基金・労災・その他() 年金の				
	受給・死亡(未支給)の手続きで 年金事務所・役所・その他() に提出				
<input type="checkbox"/> 相続の手続き用(具体的にご記入ください) (氏名: 続柄:)が死亡したことによる手続きで、 <input type="checkbox"/> 死亡の記載がある戸籍のみ()通)必要 <input type="checkbox"/> 死亡した人の出生から死亡まで(各)通)必要 <input type="checkbox"/> 死亡した人の()から()まで(各)通)必要 <input type="checkbox"/> ()と()の関係が確認できる戸籍が()通)必要 <input type="checkbox"/> ()が()通)必要 <input type="checkbox"/> その他()が()通)必要 ()の手続きで()に提出					

裏面の注意事項もご確認ください

戸籍謄本等の郵送請求方法

《 本籍地の市区町村へ送付するもの 》

①戸籍事項証明書等郵便請求書(この用紙のおもて面)

※請求内容は、はっきり正確に記入してください。請求内容に不明な点がある場合や、手数料が不足する場合は請求書に記載の電話番号にご連絡させていただきますので、日中連絡のとれる電話番号を必ずご記入ください。

②請求者の本人確認書類の写し (※代理人の場合は代理人の本人確認書類の写し)

※運転免許証・個人番号カード・健康保険証等(すべて有効期限内のものに限る)の写しのうちいずれか1点を添付してください。

③手数料(表面参照)分の定額小為替

※郵便局で必要数の定額小為替を購入してください。(小為替には何も記入しないでください。)

④返信用封筒(請求書の住所・氏名を書き、切手を貼っておいてください)

※送付先は現住所(住民登録地)あてとなります。

※相続などの目的で戸籍を多く請求する場合は、余分に切手を貼ってください。

※普通郵便であれば、往復で1週間から10日程かかります。お急ぎの場合は、速達料金の切手を貼ってください。

○委任状(本人等以外からの請求の場合) ※必ず委任者の捺印が必要です

※戸籍(除籍・改製原)謄抄本及び附票は、戸籍に記載されている者と配偶者、または直系の親族であれば請求できます。そのほかの方からの請求の場合は、原則委任状が必要です。

○後見登記簿謄本や請求者と必要な方との関係がわかる戸籍の写しが必要な場合があります。

○板野町に本籍地がある方の請求先

〒779-0192 徳島県板野郡板野町吹田字町南22-2 板野町役場住民課 宛

